

京都市訓令甲第26号

交 通 局

上 下 水 道 局

京都市公営企業管理者専決規程の一部を次のように改正する。

平成16年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

令達先を次のように改める。

交 通 局

上 下 水 道 局

題名を次のように改める。

京都市交通局長，上下水道局長等専決規程

第1条中「上下水道事業管理者」を「上下水道局長並びにこれらの補助職員」に，「管理者」を「局長等」に，「行なう」を「行う」に，「円滑な」を「組織的かつ能率的な」に改める。

第2条第1項中「管理者」を「局長等」に，「除くほか」を「除き」に改め，同条第2項中「管理者」を「局長等」に，「もしくは」を「若しくは」に，「または」を「又は」に改め，同項を同条第3項とし，同条第1項の次に次の1項を加える。

2 上下水道局長は，別に定めがある場合を除き，この訓令の定めるところにより，その権限に属する事務について，その補助職員に専決させることができる。

第3条の見出しを「(共通専決事項)」に改め，同条各号列記以外の部分中「管理者」を「局長等」に，「専決事項」を「共通専決事項」に，「次」を「別表」に改め，同条各号を削る。

第4条を次のように改める。

(特定専決事項)

第4条 第2条第1項及び第2項の規定により、上下水道局長、総務部長、経理課長及び地域水道課長が地域水道事業（水道法第3条第1項に規定する水道で、給水人口が5,000人以下であるものにより、浄水を供給する事業をいう。）に関する事務について専決する事項については、京都市局長等専決規程第3条並びに別表第1局長の項、庶務担当部の部長及び庶務担当室の室長の項、部長及び室長の項、庶務担当課の課長の項及び課長、庶務を担当する副室長及び課を置かない室の庶務を担当する担当課長の項（これらの項中別に定めるものを除く。）の規定を準用する。この場合において、同表中次の表の左欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

局長	上下水道局長
庶務担当部の部長及び庶務担当室の室長	総務部長
部長及び室長	
庶務担当課の課長	経理課長
課長、庶務を担当する副室長及び課を置かない室の庶務を担当する担当課長	地域水道課長

第5条中「管理者」を「局長等」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（事故がある場合の代決）

第6条 第2条及び前条の規定は、局長等に事故がある場合において、その職務を代理する者が当該局長等の専決事項を代決するときについて準用する。

（補則）

第7条 この訓令において別に定めることとされている事項は、所轄局長が定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

専 決 者	専 決 事 項
交通局長及 び上下水道 局長	(1) 京都市自動車放置防止条例（以下「条例」という。）第9条による撤去命令に関する事。 (2) 条例第11条による廃自動車の認定に関する事。 (3) 条例第12条による廃自動車の撤去及び処分に関する事。
職員課長	(1) 職員に係る児童手当法による児童手当の受給資格及び額の認定に関する事。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)